

市川レポート (No.595)

不透明感が強まる英国のEU離脱問題

- EU離脱協定案が閣議承認された翌日、ラーブEU離脱担当相など政権幹部4人が相次ぎ辞任。
- 目先は求心力低下のメイ首相の不信任投票有無に注目、ただ不信任決議は容易ではなからう。
- 12月に現行の協定案が議会承認されるとみるが、不確実性が高まっており慎重な見極めが必要。

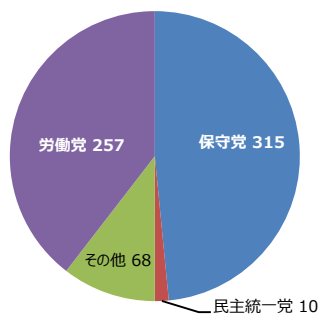
EU離脱協定案が閣議承認された翌日、ラーブEU離脱担当相など政権幹部4人が相次ぎ辞任

英国政府は11月14日に開催した臨時閣議で、欧州連合（EU）からの離脱に関する協定案を了承しました。閣議では約30人のうち10人ほどが協定案に反対した模様で、全会一致ではありませんでしたが、離脱交渉は1つの山を越えたように思われました。しかしながら、閣議翌日の11月15日、ラーブEU離脱担当相やマクベイ雇用・年金相など政権幹部4人が協定案に抗議し、辞任を表明しました。

ラーブ氏は、協定案に盛り込まれたアイルランド国境問題への対応方針に反対していました。協定案では、英領北アイルランドとEU加盟のアイルランドとの国境管理について、2020年末までに解決策が見つからない場合、英国全土をEUとの関税同盟に残す案が採用されています。そのため、英国がEUルールに縛られたまま主権を取り戻すことができなくなるとして、保守党の強硬離脱派からも批判の声が出ています。

【図表1：英国議会下院の勢力図】

【定数：650】



(注) 2018年11月18日時点。数字は議席数。保守党は民主統一党との閣外協力で政権を運営している。

(出所) 英国議会の資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

【図表2：EU離脱に関する今後のスケジュール】

日程		内容
2018年	11月25日	臨時EU首脳会議
	12月	英国議会で離脱協定案の承認手続き
2019年	1月21日	英国とEUが合意ありの離脱か合意なしの離脱かを判断する期限
	1月～2月	欧州議会で離脱協定案の承認手続き
	3月29日	英国がEUから離脱（合意ありの場合は移行期間入り）
2020年	12月31日	英国の移行期間が終了

(出所) 各種資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

目先は求心力低下のメイ首相の不信任投票有無に注目、ただ不信任決議は容易ではなからう

相次ぐ閣僚の辞任や、保守党の強硬離脱派からの強い反発に、保守党の党首であるメイ首相の求心力低下は避けられない見通しです。すでに保守党内では、メイ首相に対し、不信任投票を求める動きが広がっています。保守党には、議員委員会、通称「1922年委員会」に、下院議員（図表1）の15%（現状では315人のうち48人）の書簡が集まると、党首に不信任を突きつけることができる規定があります。

保守党の強硬離脱派の筆頭格であるリースモグ議員は11月15日、メイ首相の不信任を求める書簡を党に提出し、同僚議員に不信任を呼びかけ始めました。現時点では、まだ48人の書簡は集まっていませんが、メイ首相の不信任投票が実施されるか否かは当面の焦点です。ただ、実際の不信任には、保守党の下院議員315人の過半数の賛成が必要です。強硬離脱派は40～50人程度とみられるため、不信任決議は容易ではないと思われます。

12月に現行の協定案が議会承認されるとみるが、不確実性が高まっており慎重な見極めが必要

こうしたなか、EUのトウスク大統領は11月15日、臨時EU首脳会議を11月25日に開催し、協定案に関し、政治レベルで正式合意する方針を示しました（図表2）。一方、メイ首相は不信任投票を乗り切ったとしても、EUとの協議を踏まえ、12月に協定案を議会承認する必要があります。仮に、議会で協定案が否決され、離脱交渉が振り出しに戻るとの懸念が強まれば、金融市場が混乱する恐れもあります。

弊社では、12月に予定されている協定案の議会承認について、合意なきEU離脱は政治的にまず容認されず、また他に有力な代替案もないことから、現行の協定案が承認されると予想しています。しかしながら、メイ首相の求心力が低下するなか、議会承認の不確実性は以前よりも高まっています。そのため、英国の政治情勢は、少なくとも12月までは慎重に見極める必要があると考えています。

- 当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。
- 当資料の内容は、当社が行う投資信託および投資顧問契約における運用指図、投資判断とは異なることがありますので、ご了解下さい。

三井住友アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/一般社団法人第二種金融商品取引業協会